令和４年度事業計画書

社会福祉法人 広島県府中市社会福祉協議会

令和４年度　事業計画　目次

１　基本理念 …… 1
２　基本方針 …… 1
３　重点目標 …… 2
４　事業実施計画
＜法人の経営に関する事業の推進＞
組織運営事業 …… 3
＜地域福祉活動の推進＞
地区社協活動 …… 4
ふれあいいきいきサロン事業 …… 4
「認知症カフェ」支援事業 …… 5
音楽療法事業 …… 6
敬老事業 …… 8
ささえあいネット事業 …… 9
ボランティアセンター事業 …… 9
福祉教育推進事業 …… 10
民生委員児童委員協議会事業 …… 11
障がい者社会参加促進事業 …… 12
障がい者週間事業 …… 13
備品貸出事業 …… 13
地域支え合い推進事業 …… 14
＜生活支援事業の推進＞
福祉サービス利用援助事業（かけはし） …… 15
権利擁護事業 …… 15
生活困窮者自立支援事業 …… 16
ふくし相談事業 …… 17
生活援護事業 …… 18
生活福祉資金貸付事業 …… 18
民生福祉資金貸付事業 …… 19
＜在宅福祉サービス事業の推進＞
元気ふれあい通所事業 …… 19
介護保険対象外ヘルパー事業 …… 20
介護保険事業
訪問介護事業 …… 20
居宅介護支援事業 …… 21
訪問入浴介護事業 …… 22
障害者福祉事業
障害者居宅介護事業 …… 23
障害者入浴サービス事業 …… 23
生活介護事業 …… 24
＜児童福祉事業の推進＞
日本赤十字社広島県支部府中市地区 …… 25
府中市共同募金委員会 …… 25

令和４年度　事業計画

１　基本理念

地域の課題に様々な人や団体が協力して対処し、支え合うことのできる『地域共生社会』の実現に向けた地域づくりに取り組む

２　基本方針

急速な高齢化と人口減少が、地域活動の担い手の減少を招いており、とりわけ地方における地域社会の存続への危機感が高まっている。そのため、人と人とのつながりを再び強め、地域全体を支えていくことが、これまでにも増して重要な課題となっている。

さらに、新型コロナウイルス感染症も終息の見通しはいまだに見えず、地域福祉活動やボランティア活動に大きな制約をかけ続けている。

このような厳しい状況下ではあるが、府中市社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、府中市行政はもとより地域の幅広い関係者との連携を一層密にし、地域共生社会の実現に取り組まなくてはならない。その手始めとして、地域課題解決のための「連携・協働の場」づくりをそれぞれの地域の実情に応じて進める。将来的には、この場が機能することで誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「地域共生社会実現」への核となることを展望する。

さらに、地域での公益的取り組みとして、府中市地域福祉貢献活動協議会の活動や災害復興ボランティア支援活動などを引き続き推進するとともに、福祉・介護人材確保についても地道に取り組みを重ねていく。

これらの取り組みの実施にあたっては、職員の資質向上や収益確保に向けた介護保険事業運営など社協の組織・財政の強化が欠かせない。そのために、災害や感染症が発生した場合でも、業務を中断することなく継続できるよう業務継続計画を策定する。

3　重点目標

＜法人の経営に関する事業の推進＞

地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さを確保するよう努める。その上で、説明責任を果たし情報公開を行う。さらに活動について、地域住民の理解・信頼を得られるよう積極的な情報発信を図る。

＜地域福祉活動の推進＞

地区社協活動やふれあい・いきいきサロン事業などに加え、地域共生社会推進モデル事業を推進し、生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーが関わりながら、地域課題を解決できる地域の支え合い体制の構築を目指す。

また、ボランティア養成については、関係機関、団体等との連携をとりながら、活動に対して関心を持つ方々に働きかけ、新たな人材の養成に取り組む。

＜生活支援事業の推進＞

自立相談支援、ふくし相談センターの運営、中核機関としての権利擁護事業、資金の貸付事業等をそれぞれの関係機関・団体と連携して実施することで、セーフティネット機能を発揮する。

さらに、地域共生社会の実現に向けた包括的相談支援体制整備について、府中市行政と情報共有を行い、連携して取り組みを進める。

＜在宅福祉サービス事業の推進＞

地域包括ケア体制の基盤を担い、在宅生活の維持・継続を支援するため、介護人材確保に向けて取り組むとともに、適切なサービスの提供に努める。

さらに、介護保険事業の収益確保に向け、引き続き経営の安定と効率的運営、安心・安全なサービス提供体制の整備を図る。

また、障害者総合支援法に基づいて生活介護事業や居宅介護事業を実施する。

４　事業実施計画

＜法人の経営に関する事業の推進＞

組織運営事業　　法人運営事業

１　事業の概要

事業全体の管理、総合的かつ計画的な事業執行を行うため、組織内の連絡、調整を図り、効率的な組織管理と適正な法人運営を推進する。

令和４年度も、コロナウイルス感染予防に取り組みながら、地域福祉事業、介護保険事業の推進に努め、地域住民の期待に応え信頼される組織づくりに取り組む。

２　主要な事業

（１）役員活動

定款に基づいた適切な法人運営。理事会、評議員会、監事会の開催。

（２）事務局活動

法人事務局として必要な人事管理、人材確保、財務管理等を行う。

課題、情報の共有について法人内連携の強化を図るため、定例の課長会議の開催に加え、主任等会議の開催を検討する。

また、行政との連携強化のため、行政担当課と事業についての意見交換会を定期的に開催する。（年間４回程度を予定）

（３）組織強化活動

災害時、感染症発生時などにおける社協活動、事業の継続計画の策定に取り組む。

また、職員資質の向上を図り組織力を高めていくために、法人として職員の資格取得を支援するとともに役職員に対し研修への積極的な参加を進める。

（４）基金管理活動

法人の円滑な運営のため、基金、積立金の確実かつ有利な運用に努める。

（５）広報啓発活動

社協だより「せせらぎ」を年４回発行し、社協の活動、事業を紹介する他、ＦＭラジオ、ホームページによる情報発信を行う。

（６）福祉イベントの開催

コロナウイルス感染拡大防止に配慮した開催に努める。

①　健康＆福祉まつり

・活動ＰＲと地域福祉に貢献された方々に対し顕彰を実施

・福祉・介護人材の確保と定着に向けた取り組みの実施を検討

②　福祉バザー

・地域の皆さんに社協を身近に感じてもらうイベントの実施

・法人の自主財源の確保

（７）保健福祉総合センターの管理

平日の１７時から２２時並びに土・日及び祝日の８時３０分～２２時の施設管理を行う。

（８）府中市地域福祉貢献活動協議会の運営

（９）福祉・介護人材確保等総合支援事業の推進

(10) コロナウイルス感染予防への取組み

・地域の感染の状況に応じた研修や会議の開催（リモート、決議の省略など）

・感染予防対策の徹底

＜地域福祉活動の推進＞

地区社協活動　　地域福祉事業

１　事業の概要

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける『地域共生社会』の実現に向け、小地域福祉活動助成事業などを活用しながら地域住民やボランティアによる自発的・積極的な「ささえあいやふれあい活動」の推進を図る。

さらに、これらの活動を基盤に「地域のニーズや課題解決に向けた地域住民の自主的活動」が実践できるよう地区社協と協働で取り組みを進める。

また、コロナ禍で取組が制約を受ける中、地域の実情に即した活動の在り方について検討を行う。

２　主要な事業

（１）地区社会福祉協議会連絡会の運営

地区社会福祉協議会活動の活性化に向けた研修会の企画、行政との意見交換会等、活動の充実を図る。

また、コロナ禍における各地区社協の運営状況や課題について引き続き協議、検討を行う。

（２）地区社会福祉協議活動への助成

社会福祉協議会会費納入額の一定割合を、活動助成として交付する。

（３）小地域福祉活動助成事業の実施

事業実施要領に基づき次の事業を実施した場合は、申請・決定・報告により助成を行う。

事業名	助成額 （年間上限）	令和３年度 ※見込み	令和４年度※ 目標値
支え合いやふれあい活動	３０，０００円	２０件	２４件
介護・介護予防研修会	１０，０００円	９件	１３件
地域のニーズや課題解決に向けた活動	２０，０００円	７件	８件

（４）地域福祉の増進に向け、地域の実情やニーズ把握に努め、情報交流や連携を積極的に図る。

ふれあいいきいきサロン事業　　地域福祉事業

１　事業の概要

地区（町・学区）社会福祉協議会や町内会を基盤とし、ふれあいを通して生きがいや仲間づくり、介護予防や孤独化防止等のための誰もが参加できるサロン活動を展開する。また、地域の実情に応じた多様な活動を目指し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる街づくりに寄与する。

２　主要な事業

（１）ふれあいいきいきサロン活動の充実

①　地域の実情に応じた多様で自由なサロン活動を目指すため、企画委員会等で意見交換を行い、活動内容の充実を図る。

②　介護予防や集いの場としての機能の充実を図るため、介護予防・日常生活支援総合事業のなかで、サロン活動で取り組めること等について、引き続き情報を収集し、サロン活動に反映していく。

（２）上下地区いきいきふれあい事業の実施

上下地域において、介護予防、閉じこもり防止等を目的に、月１回ボランティアによる送迎、給食、介護、レクリエーションを実施する。

（３）社協型活動総合推進事業（小地域のお茶の間づくり）の実施

栗柄町四日市地区、土生町緑ヶ丘地区、府中町上辻地区、栗柄町登路茂地区にて引き続き身近な居場所（常設的なお茶の間サロン）を拠点に地域住民が集い、つながりを強めながら地域の困りごとや生活課題の解決に向けた活動を引き続き展開する。

また、お茶の間サロンがない地域についても、地域の実状に合った支え合い活動の推進をサポートしていく。

「認知症カフェ」支援事業　　地域福祉事業

１　事業の概要

認知症の人とその家族の孤立を防止し、地域で支える体制づくりを進めるため「認知症カフェ」を定期的に運営する住民に対し運営費の一部を助成することで、更なる認知症に対する理解と認知症にやさしい地域づくりの推進を図る。

２　主要な事業

（１）「認知症カフェ」への助成

運営費の一部を、年額１２，０００円を上限に助成する。

（２）「認知症カフェ」支援事業の実施

事業実施要項に基づき、次の事業を実施した場合は、申請・決定・報告により助成を行う。

①　認知症の当事者及び家族の介護者自らが活動し、楽しく過ごせる場づくりに努める。

②　課題や問題の共有ができる交流の場づくりに努める。

③　社協の職員、専門職の派遣により、認知症初期から支援することで、より早期診断、早期対応につなげるとともに、介護の負担軽減を図る。

（３）認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報共有、交流することにより、認知症を理解し地域づくりに生かす活動の普及を図る。

１　事業の概要

音楽療法は、音楽を聴いたり、演奏したりすることで、心や身体の健康増進を図り、音楽を使って心の豊かさや健康を回復することを援助する事業である。高齢者の介護予防のためだけでなく、精神科領域、成人領域、子ども領域等、あらゆる世代の領域に事業を展開している。

令和４年度も、介護予防領域・療法領域・生きがいづくり領域を柱とし、地域や施設・病院などと連携をとりながら、その人がその人らしく過ごせるよう援助の継続・拡大を目指す。

また、その担い手となるスタッフのレベルアップを図り、より質の高い療法を展開する。

さらに、地域に出向き、住民とのつながりのある事業としての強みを生かし、相談の橋渡し役として、地域の声を届ける役割も担っている。

少子高齢等の社会構造の変化の中で、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められていることから、地域に密着した音楽療法として、地域課題や生活の困りごと相談に取り組む。

相談については、関係者、関係機関が連携して課題解決に取り組むことで、地域における支え合い体制の構築に努める。

２　主要な事業

（１）健康維持・予防領域での取組み（ふれあい・いきいきサロン、老人クラブ）

介護予防に必要な要素を活動の中に取り入れながら実施し、心身の機能の低下を改善し、生活機能の低下を防止する。

	ふれあい・いきいきサロン（87 箇所）		老人クラブ		いきいき広場	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
令和３年度（見込み）	159 回	1,985 人	０回	０人	９回	90 人
令和４年度（目標値）	240 回	4,800 人	５回	60 人	12 回	180 人

（２）療法領域での取り組み（精神科領域・高齢者領域・成人領域・子ども領域・医療領域）

①　精神科領域…症状や希望などに応じて対応し、音楽による不安軽減や社会生活機能の回復を目指す。

	医 療 施 設	
	回　　数	延べ人数
令和３年度（見込み）	０施設	０人
令和４年度（目標値）	１施設	施設の判断により実施

② 高齢者領域…心身の健康維持・促進・改善の援助、不安と不穏そして敵意の軽減を目指し、生活の質の向上に向け援助する。

	特別養護老人ホーム		養護老人ホーム	
	回数	延べ人数	回数	延べ人数
令和３年度（見込み）	０回	０人	０回	０人
令和４年度（目標値）	施設の判断により実施		施設の判断により実施	

③ 成人領域…対人関係の円滑化やストレスの軽減を目指し、余暇活動としても充実できるようすすめる。

	知的障害施設（６施設）		精神障害施設	
	回数	延べ人数	回数	延べ人数
令和３年度（見込み）	57 回	延べ 600 人	10 回	延べ 100 人
令和４年度（目標値）	108 回	延べ 1,296 人	12 回	延べ 120 人

④ 子ども領域 … 個々の発達に合わせながら、社会性を養うとともに、心と体の発達支援を行う。

	児童福祉領域		S・M・T（7 ｹｰｽ）		子育て支援センター	
	回数	延べ人数	回数	延べ人数	回数	延べ人数
令和３年度（見込み）	０回	０人	84 回	132 人	8 回	64 人
令和４年度（目標値）	施設の判断により実施		96 回	156 人	12 回	96 人

⑤ 医療領域 … 病気によって引き起こされる病状や疾患の機能維持・回復を目指す。

	S・M・T	
	回数	延べ人数
令和３年度（見込み）	12 回	12 人
令和４年度（目標値）	12 回	12 人

（３）生きがいづくり領域での取り組み

閉じこもり防止、社会参加の促進、心身の活性化を図り、日々の人生をより豊かに送る「生きがいづくり」の場を提供する。

① シルバーコーラス教室…仲間と歌う楽しみを味わい、また歌う事の身体への影響についても学ぶ機会を設ける。

② おとなの音ひろば教室…音楽を奏でる楽しさを味わい、また演奏する事の身体への影響について学ぶ機会を設ける。
③ ピアノ教室…障がいのある人が学習できる場や、心豊かに生きがいがもてるよう、教室の充実化を図る。

	ｼﾙﾊﾞｰｺｰﾗｽ教室		おとなの音ひろば		ピアノ教室	
	回数	延べ人数	回数	延べ人数	回数	延べ人数
令和３年度（見込み）	18 回	211 人	20 回	267 人	206 回	206 人
令和４年度（目標値）	24 回	444 人	24 回	330 人	252 回	252 人

（４）その他の取り組み
① せせらぎコンサート … 障がい者・健常者が発表する場を提供し、相互理解を深めるとともに、非日常的体験・達成感や満足感を他者と味わえることを目指す。
② 講演 … 音楽療法の講義を行う事で、療法の内容と効果を広める。
③ 職員研修 職員資質向上わるスタッフの質の向上にむけて、定期的に研修会を実施する。
④ 日本音楽療法学会シンポジウムにて、シンポジストとして登壇する。
⑤ 地域におけるひきこもり支援での音楽療法の実践を検討する。
⑥ 「認知症カフェ」や「ひきこもり支援」に対し、音楽療法を実施する。
（５）コロナ禍における取組み。
① 施設・ふれあい・いきいきサロンへのビデオレター作成。
② 遠隔音楽療法の実施。
③ コンサートの実施により感染防止を図る。
④ S・M・T、おとなの音ひろば教室で、個別対応による音楽療法の実施。
（６）音楽療法充実 … 他職種と連携することによりさらなる取り組みの効果を検討する。

敬老事業　地域福祉事業

１ 事業の概要

府中市からの受託事業として、敬老会および敬老記念品交付を行うことにより高齢者の多年にわたる貢献をたたえ、長寿を祝福するとともに敬老の意を表すことで住民の高齢者に対する理解促進を図る。また、市内在住で１００歳の方に祝金を贈呈する。

新型コロナウイルスの影響で、令和２年、３年は各地区社協を中心とした記念品交付事業として実施してきたが、令和４年度は各地区社協の意見をもとに、敬老事業の運営について府中市と協議する。

２ 主要な事業

（１）敬老会及び敬老記念品交付事業
市内の地区社協主催で開催される敬老会運営にかかる記念品費、会場費などについて府中市および市社協から助成支援を行う。

（２）敬老会反省会の開催（地区社協連絡会役員研修会）
　各地区で開催された敬老会を振り返り、情報交換や次年度にむけての改善点を共有することで事業の充実を図る。
（３）１００歳万歳事業
　１００歳を迎えられる方々に祝金を贈呈し、長寿をお祝いする。
（４）広報
　広報誌、ホームページ等広報媒体を活用し、市民に事業を周知することで高齢者福祉に関心を深める機会をつくる。

ささえあいネット事業　地域福祉事業

１　事業の概要

暮らしの中のちょっとした困りごとを、「住民同士がお互いさまの気持ちで支え合う」住民による有償の生活支援サービスの推進を図る。

また、ささえあいネット「すけっとや」を通じ、日常的に支え合える「人と人とのつながり」を深めていく。

２　主要な事業

（１）市民への周知
　パンフレットやホームページ等を活用し、関係機関や団体、市民へ本事業の活動とともに「日常生活の困りごとをお互い様さまの気持ちで支え合う」という本来の趣旨の周知を図る。
（２）協力員の活動支援
　利用者と協力員の適切なコーディネートを行う。
　活動時の協力員の安全確保に努める。
　新型コロナウイルス感染予防を徹底し、協力者・利用者ともに安心して活動できるよう感染対策を示す。
（３）協力員の増員
　活動のニーズが高まるなか、協力員の数は年々減少傾向にある。また、協力員全体が高齢化し、今後辞退者の増加が想定される。事業の周知により多くの地域住民の関心を高め、得意なことや好きなことを生かして活動ができる特色を発信、協力員の募集をすることで協力員増員を図る。

ボランティアセンター事業　地域福祉事業

１　事業の概要

ボランティア活動の総合窓口として、活動ニーズの把握、活動のコーディネートを行うとともに、ボランティアセンターの運営を行う。そして、ボランティア活動への関心を高めるために、幅広くボランティアについての周知、担い手を育成し、ボランティア活動の推進を図る。

また、災害ボランティアセンターの運営に関しては、感染症対策を踏まえた新たな被災者支援の在り方について、被災者生活サポートボランティアネットワーク推進会

議にて具体的な支援体制の構築を関係機関・団体と協議を行い、より一層の連携強化を図る。

２　主要な事業

（１）ボランティアセンターの運営
　　ボランティア連絡協議会や関係団体との協働、連携を図る。

（２）ボランティアの育成と新たな人材の発掘
　　ボランティア養成講座を開催し、ボランティア活動者のスキルアップや新たな人材の確保と養成を行う。

（３）技術ボランティアの養成
　　手話･要約筆記･朗読･点字の各講座を開催し、技術ボランティアの養成を図る。

（４）ボランティア活動情報の発信
　　社協だより、ホームページにより、活動情報を広く周知する。

（５）ボランティア活動保険の受付・加入促進
　　ボランティア活動中のケガ等を補償する活動保険等の加入受付を行う。

（６）ボランティアグループへの活動助成
　　ボランティアセンターに登録をしているグループに対し、活動に応じて活動助成を行う。

（７）ボランティア室の利用調整
　　ボランティアセンターに登録しているグループが必要に応じて利用できるよう調整する。

（８）府中市被災者生活サポートボランティアネットワークの取り組み

①　推進会議の開催
　　平常時から災害時における必要な役割と動きの共有を行うため、必要に応じて推進会議を開催する。

②　人材の確保・養成
　　府中市被災者生活サポートボランティアセンターを運営する人材の確保や養成、地域住民の「自助」「共助」の意識を高めることを目的に、講演会等を開催する。

③　協働体制の整備
　　府中市被災者生活サポートボランティアネットワーク推進計画及び運営マニュアルを基に、ネットワークが機能するよう、職員及び構成機関・団体との協働によりシミュレーション等を実施する。

④　府中市被災者生活サポートボランティアネットワークの連携強化
　　災害発生時はもとより、日頃からの情報共有、連携強化のため、連絡会議等を開催する。

福祉教育推進事業　　地域福祉事業

１　事業の概要

福祉やボランティアに対する理解を深めるため、学校や関係機関・団体と協働し福祉教育を推進する。

２　主要な事業

（１）小・中学校・義務教育学校への助成

①　福祉教育推進助成事業

市内の児童および生徒の福祉教育にかかわる活動に対して、これまでも１校につき７万円を上限に、市内全１２校に助成してきた。

令和４年度も引き続き市内全１２校への活動助成を行うよう取り組む。

②　福祉教育活動特別助成事業

①以外で、学校独自で行われる福祉教育及びボランティア学習の更なる推進を支援することを目的として、１校につき３万円を上限に助成する。

（２）体験学習の実施

①　社会福祉施設等体験学習

福祉についての理解と関心を深めるとともに将来的な福祉・介護人材の育成を目的に、夏休み期間を利用し、中学校・義務教育学校生徒を対象に実施してきた。

令和４年度は、全中学校・義務教育学校（後期課程）生徒および高校生を対象に実施を予定。さらに、福祉施設の受け入れ状況を確認しながら、市内福祉施設での施設体験学習を取り組む。

②　福祉体験学習

車いす体験や高齢者疑似体験、手話、点字、要約筆記、盲導犬学校キャラバンなど、福祉体験学習の講師派遣を行う。

令和３年度（見込み）	６校派遣
令和４年度（目標値）	７校派遣

（３）高齢者疑似体験セットの貸出

高齢者や視覚障がい者に対する理解を深めること目的として、地域で開催される行事やイベント等へ、月１回程度を目標に、高齢者疑似体験セットの貸出を行う新しい取り組みである。

（４）福祉教育に関する情報提供

福祉教育に関するさまざまな情報を収集し、適切な情報提供を行う。

民生委員児童委員協議会事業　　地域福祉事業

１　事業の概要

府中市からの受託事業として、府中市民生委員児童委員協議会の事務局機能を果たし、委員の活動しやすい環境づくりに努め、行政、関係機関と連携して地域に根ざした民生委員児童委員活動の支援を図る。特に、令和４年１２月の委員の一斉改選に伴う新体制での新たな活動のためのきめ細かな意思統一と確認を行う。

また、広島県民生委員児童委員協議会及び広島県東部地区民生委員児童委員連盟と連携した取り組みを行う。

２　主要な事業

（１）定例会議の開催

各地区および行政、関係機関との連携強化を図るため毎月１回定例会議を開催し、情報の共有、意見交換等を密に行う。

（２）部会の活動支援
　各部会の運営支援を行い、委員活動に必要な知識を得るための研修会を企画実施する。
（３）ボランティア活動の実施
　市内福祉施設等におけるボランティア活動を行うことにより、乳幼児、障害者と接する機会を確保し、日常の委員活動の充実を図る。
（４）地域実情把握調査の実施
　調査を通し、日頃の活動を振り返り整理することにより、担当地区内における支援、見守りが必要な世帯を課題別に把握し、支援活動に役立てる。
（５）広島県東部地区民生委員児童委員連盟総会の開催
　令和２年度、３年度と、新型コロナウイルス感染症の影響で開催を中止としたため、令和４年度の開催に向けて、関係市町民児協と協議のうえ取り組む。

障がい者社会参加促進事業　地域福祉事業

１　事業の概要

障がい者の日常生活及び社会生活上必要な支援を実施し、障がい者の自立と社会参加の促進を図るものである。

府中市からの受託事業ではあるが、本来社協活動の基本となる事業のひとつである。

利用者の状況に応じた支援等を効率的かつ効果的に実施できるよう、コロナ禍における活動の在り方の検討と各事業に携わる支援者等のスキルアップを図り、ノーマライゼーション社会の実現に向けて着実に取り組みを進める。

２　主要な事業

（１）要約筆記者派遣事業
　聴覚に障がいのある人などのコミュニケーション保障として、筆記通訳を希望する場合、府中市に登録のある要約筆記者を派遣する。
（２）手話通訳者派遣事業
　聴覚に障がいのある人などのコミュニケーション保障として、手話通訳を希望する場合、府中市に登録のある手話通訳者を派遣する。
（３）要約筆記奉仕員養成事業
　聴覚に障がいのある人などに、その場で言葉を文字に変えて伝えるための技術を習得し、奉仕員として福祉に理解と熱意を持って活動できる人材を育成する。
（４）手話奉仕員養成事業
　聴覚に障がいのある人などに、言葉を手話で伝えるための技術を習得し、奉仕員として福祉に理解と熱意を持って活動できる人材を育成する。
（５）朗読奉仕員養成事業
　視覚に障がいのある人に情報提供を行うために、音声訳の知識と技術を習得し奉仕員として福祉に理解と熱意を持って活動できる人材を育成する。
（６）点訳奉仕員養成事業
　視覚に障がいのある人に情報提供を行うために、点字の知識と技術を習得し、奉仕員として福祉に理解と熱意を持って活動できる人材を育成する。

（７）点字・声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者に、点訳奉仕員、朗読奉仕員が、点字及び音声により府中市広報や必要性の高い情報等を利用希望者へ定期的に提供する。

（８）重度身体障害がい者移動支援事業

車いす使用者等が利用できるスロープ付きの福祉車両を貸し出し、社会参加の機会を増やすことに寄与する。またその家族の身体的・精神的な負担の軽減を図る。

障がい者週間事業　　地域福祉事業

１　事業の概要

府中市からの受託事業として、障がい者週間（１２/３～１２/９）にあわせて、市内の障がい者関係団体と連携し、障がい者の社会参加促進と障がい者に対する理解を深めること目的とした事業を展開する。

２　主要な事業

（１）障がい者週間事業の実施

市内の障がい者関係団体で構成する実行委員会での協議より、新型コロナウイルスにより変化を続ける社会状況に合わせた、感染症対策に考慮した事業を展開する。また協議の中で、より効果的な普及啓発となるようこれまでの活動を振り返り、市民が障がい者の福祉についての関心と理解を広げ深めることのできる事業実施を図る。

備品貸出事業　　地域福祉事業

１　事業の概要

身体障がい児・障がい者や高齢者等に対し、在宅福祉の増進を図るため、福祉用具の貸出を行う。また、地域行事等に対し、地域福祉の推進を図るためレク機材の貸出を行う。

２　主要な事業

（１）福祉用具の貸出

身体障がい児・障がい者、高齢者等に介護用ベッド・車いすなどの貸出を有償で行うことにより、日常生活の充実及び社会参加の促進、さらに家族介護者の身体的、精神的な介護負担を軽減し、在宅福祉の増進を図る。

（２）レク機材の貸出

いきいきサロンや地区社協、町内会等が開催する行事に対し、レクリエーション機材等の貸出を行う。

１　事業の概要

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められている。

令和４年度も引き続き、地域の支え合い活動構築に向けた取り組みを進めながら、個別や地域課題への対応体制の強化を図る。

また、コミュニティソーシャルワーカー（職員の地区担当制）、音楽療法事業との連携により、それぞれの地域課題の把握と関係者のネットワーク化等による課題解決を図れるよう、事業を展開していく。

地域共生社会推進のため、地域の実状に合わせて、地域諸団体の連携を図りながら課題解決や支援活動創出につなげていく。

北部圏域（上下地域）においては、令和４年度開設予定の上下地域包括ケア拠点施設において、各関係機関や団体と連携し、総合相談対応や地域づくりの推進に取り組んでいく。

２　主要な事業

（１）ニーズ把握

地域のサロン活動や地域団体の会議、地域ケア会議等に参加し地域のニーズを把握する。

（２）地域資源の見える化

積極的に地域に出向き、既存の地域資源を把握し、集まりの場マップの作成等、見える化を行う。

（３）生活支援の担い手養成

研修や養成講座等を開催し、地域における生活支援の担い手を養成する。

（４）関係者のネットワーク化

各地域団体等の会議への積極的な参加を通じて、関係者のネットワーク化を図る。

（５）ひきこもり支援策の検討

関係機関と協議を重ね、府中市のひきこもり実状に即した支援策について検討、研修、意見交換を行ってきた。令和４年度は具体的な活動について、引き続き検討していく。

（６）地域共生社会推進事業（県社協事業）に関する取り組み

地域共生社会の実現に向けて、モデル地区指定を行った栗生地区での活動を推進し、地域での連携や取り組みについて協議を行いながら、地域課題の解決に向けて取り組みを行っていく。

（７）地域共生社会推進体制に関する取り組み

行政や専門職との連携を図り、地域の団体による地域課題の解決や支え合い活動創出に向けた取り組みについて支援を行う。南部圏域（府中地域）については、引き続きモデル地域指定の取り組みを進めつつ、共同募金等を活用して、大枠での地区支援活動について取り組みを進める。北部圏域（上下地域）においては、上下地域包括ケア拠点施設をその取り組みの拠点とし、世代や分野を超えた連携体制を構築し、取り組みを進める。

（８）その他生活支援体制整備の構築に向けた取り組み
生活支援体制整備に関する研修会の参加および先進地視察を行う。

＜生活支援事業の推進＞

福祉サービス利用援助事業（かけはし）　生活支援事業

１　事業の概要

一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加、障がい者の地域生活への移行に伴って、地域で孤立、生活のしづらさを抱えている人が多くなっている。

可能な限り住みなれた地域や在宅での生活ができるよう、認知症や障がいなどにより、自分ひとりでサービスの利用等の判断をすることが不安な人やお金の管理に困っている人などに対し、福祉サービスの利用申込み、契約手続き、日常的なお金の出し入れ、預金通帳等のお預かりなどの支援を行う。

２　主要な事業

（１）福祉サービス利用援助事業の実施
一人ひとりの状況に応じた支援計画を作成し、日常的金銭管理、書類等預かり、福祉サービス利用援助を行うことで自立した生活が営めるよう支援する。

	利用者数	支援件数	新規相談件数	相談件数
令和３年度（見込み）	５３人	２，６００回	２０件	５０件
令和４年度（想定値）	５５人	３，０００回	２５件	６０件

（２）せせらぎ調整会議の開催
月１回、福祉サービス利用支援事業に関わる利用調整会議を開催し、職員間の情報共有、困難ケース等への対応について協議、検討を行う。

（３）職員の資質向上
広島県社会福祉協議会等が主催する研修会へ参加し、職員（専門員、生活支援員）の資質向上を図る。

（４）関係機関との連携
他機関との連携を強化し、事業内容の周知を図る。

（５）広報
広報紙、ホームページ等広報媒体を活用した情報発信を行う。

権利擁護事業　生活支援事業

１　事業の概要

認知症、知的障がい及び精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方に対して、府中市社会福祉協議会が成年後見人等になることにより、安心して日常生活を送ることができるよう支援する。

また、個別支援や成年後見制度利用に関する相談支援のほか、成年後見制度の開かれた相談窓口として市民を対象とした定期的な相談会を開催する。

平成４年度より、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成２８年法律第２９号）に基づき、地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、制度の利用が必要な人に対して利用促進が図られるよう、府中市より中核機関の設置について受託する。

２　主要な事業

（１）法人後見の受任

府中市在住の方で、判断能力が不十分で、他に適切な後見人等を得られない等、家庭裁判所が社会福祉協議会を成年後見人等に選任することが適切と判断する場合、受任し支援を行う。

（２）成年後見相談会の開催

毎月１回定期的な相談会を実施することにより、開かれた成年後見制度の相談窓口としての機能を果たす。

（３）成年後見制度に関する相談

市民、関係機関からの成年後見に関する相談に応じる。福祉サービス利用援助事業利用者で、判断能力低下により成年後見制度への移行が適切と判断される方に対し、行政、関係機関と連携し、移行支援を行う。

（４）「権利擁護センターせせらぎ」の広報周知

「権利擁護センターせせらぎ」が開かれた成年後見の相談窓口として認識されるよう、広報誌等を活用し啓発活動を行う。

生活困窮者自立支援事業　　生活支援事業

１　事業の概要

府中市からの受託事業として、生活困窮者自立支援法における「自立相談支援事業」及び「家計改善支援事業」、「子どもの学習支援事業」を実施する。

生活困窮者の多様で複合的な課題に一元的に対応、かつ制度の狭間に陥らないよう留意し、的確な評価・分析に基づいて支援計画を策定する。

その上で、関係機関との調整などを行い必要なサービスの提供につなげる。さらに、支援を通じて「社会とのつながり」が実感できるよう、「相互に支え合う」地域づくりを目指す。

これらの事業の推進には、福祉施策（サービス）の司令塔であり、セーフティネットの役割を担う府中市行政との情報共有と綿密な連携が必要となる。特に、初期における面接等が最も重要であるため、迅速な対応ができるよう、引き続き協力体制の継続に努める。

２　主要な事業

（１）自立相談支援事業

①　相談支援業務（個人へのかかわり）

複合的な課題を抱える生活困窮者は自ら支援を求めることが困難な場合も多く、アウトリーチを含めた生活困窮者の把握に努めるとともに、自立に向けた個別支援を実施し、尊厳ある生活の確保を目指す。

②　地域づくり・地域連携業務（地域社会に対する働きかけ）

生活困窮者のニーズに対応する解決策を提示するには、本人の様々な可能性が発揮でき、地域で支え合いながら生活していける「場」があることが支援の

鍵となる。この為、地域で活用できる社会資源を把握し、無い場合は開発を進めていき、社会資源と連携した支援を目指すなど、地域の課題を地域で解決する仕組みづくりにつなげる。

（２）家計改善支援事業

家計収支の均等が取れていないなど、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の「見える化」を図り、本人の生活の再生に向けた意欲を引き出す。そのうえで、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されるよう支援を行う。

（３）子どもの学習支援事業

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもを対象に、単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。親の就労や家計管理に課題のある世帯に対しては、子どもが安心して在学し続け、適切な進路選択を行うことができるよう、世帯全体への支援を行う。

学習支援を通して地域や学校と連携することにより、関係性を構築し、継続的な支援を行えるよう取り組んでいく。また、訪問型学習支援については、行政と連携しながら必要な世帯へ効果的な支援を行う。

（４）関係機関との連携による支援や社会資源の開発

多様で複雑な課題に対し、関係機関との連携による支援を目指すとともに、就労支援等必要な資源開発に向けた検討を行う。

	相談者数	延べ対応回数	自立相談支援事業プラン策定	家計相談支援事業プラン策定
令和３年度（見込み）	２００人	１，８００回	６件	６件
令和４年度（想定値）	２００人	１，８００回	６件	６件

※　コロナウイルス感染症の収束状況が予測できず見立てが困難なため、令和４年度想定値は令和３年度見込みと同数とする。

ふくし相談事業　　生活支援事業

１　事業の概要

この事業は、社協が実施する相談業務の中で根幹をなすもので、あらゆる福祉的援助へと結びつける事業となっている。

府中市ふくし相談センターとして、関係機関と連携して社会資源を効果的に活用し、地域住民の生活上のあらゆる悩みごとに対応できる福祉相談を実施する。

２　主要な事業

（１）府中市ふくし相談センターの運営

①　一般相談

毎週水曜日に、生活相談員による生活上のあらゆる悩みごと相談を実施する。年に一度、上下支所で実施。

② 司法書士相談

毎月第１水曜日に、司法書士による相談を実施する。年に一度、上下支所で実施。

③ 弁護士相談

毎月第３水曜日に、広島弁護士会福山地区会からの派遣で弁護士による相談を実施する。

④ 相談員研修の実施

多様化、複合化している地域住民の相談ニーズに的確に対応するため、相談員研修を実施し、資質向上に努める。

⑤ 関係機関との連携

他機関と連携を図り、地域住民の生活相談窓口としての役割を果たす。

	一 般 相 談	司法書士相談	弁 護 士 相 談
令和３年度（見込み）	３０件	３５件	６５件
令和４年度（想定値）	４０件	５０件	７０件

新型コロナウイルスにより変化を続ける社会状況に合わせ、感染症対策に考慮した相談対応を展開する。

生活援護事業　　生活支援事業

１　事業の概要

生活上の問題を抱え緊急に経済的支援が必要となった世帯に対し、地区民児協と協働して、世帯の生活の安定、自立を図るための支援活動を行う。

２　主要な事業

（１）生活支援のための支援金を基準に基づいて、各地区民児協へ配分する。

（２）各地区民児協は、日常の活動の中で緊急に経済的支援が必要となった世帯に対し、生活の安定のための支援を行う。

生活福祉資金貸付事業　　生活支援事業

１　事業の概要

広島県社協からの受託事業として、低所得者、障害者または高齢者の経済的自立と、生活意欲の助長促進、並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、必要な相談支援と資金の貸付を行う。

２　主要な事業

（１）資金貸付相談

低所得者、高齢者、障害者等の生活困難者に対し、相談援助を行うとともに、県社協と連携し、生活福祉資金貸付制度により資金の貸付相談を行う。

（２）債務相談

県社協と連携し、滞納者に対する債務相談を行うことにより、経済的自立や社会参加を促す。

（３）関係機関や民生委員児童委員との連携
　生活困難者の生活再建に向けた相談支援を行い、安定した生活を送れるよう支援するため、関係機関や民生委員児童委員との連携を強化する。

（４）令和元年度末から開始した新型コロナウイルス感染症に関する特例貸付が、当面令和４年３月末まで延長された。それ以降の制度の存続は不明だが、令和４年度も引き続き生活困難者による貸付相談が多数あると予測されるため、速やかに対応していくよう努める。

民生福祉資金貸付事業　　生活支援事業

１　事業の概要

低所得世帯に対し、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、生活の窮迫の援護と、世帯の自立の援助を目的とし、必要な相談支援と資金貸付を行う。

２　主要な事業

（１）資金貸付
　予期し得ない突発的な出来事により一時的に生計の維持が困難となった低所得世帯に対し、資金貸付を行い、世帯の自立を支援する。

（２）償還期間中における相談支援
　貸付者に対して、面談、電話、文書での連絡により世帯状況の把握に努め、世帯の自立のための支援を行う。

（３）関係機関や民生委員児童委員との連携
　相談から資金貸付、償還完了まで継続した支援を行い、貸付世帯が生活困窮から脱却し、安定した生活を送れるよう支援するため、関係機関や民生委員児童委員と連携を強化する。

＜在宅福祉サービス事業の推進＞

元気ふれあい通所事業　　在宅福祉サービス事業

１　事業概要

府中市からの受託事業として、介護保険の対象ではないが閉じこもりがちな高齢者に対して、心身の活性化を図るために元気ふれあい通所サービス（本来は、定員２０名だがコロナの影響で１５名）を実施する。

２　主要な事業

（１）元気ふれあい通所事業の実施
　看護師が健康チェックを行い、地域包括支援センターと連携しながら介護予防に留意した体操や創作活動等を行い心身の機能低下防止に努める。

	月平均利用者数
令和３年度（見込み）	12.4 人
令和４年度（目標値）	13 人

介護保険対象外ヘルパー事業　　在宅福祉サービス事業

１　事業概要

府中市からの受託事業として、ひとり親家庭や子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭にヘルパーを派遣し生活支援等を行う。

また、介護保険に該当しない業務で訪問介護員の専門性が必要な支援内容に対し、社協自主事業「おまかせ」を提供することで、課題を抱える様々な世代に柔軟に対応する。

２　主要な事業

（１）ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭に対して、生活援助を提供することで、安定した生活を支援する。

（２）府中市子育て訪問サポート事業

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭に対し家事や育児補助の支援を行う。

（３）おまかせ事業

介護保険に該当しない業務で在宅生活維持のため必要と判断された家事、身体介護、通院介助等について、利用者の依頼によりサービスを提供する。

（４）産前産後ヘルパー派遣事業

家族等から産後の家事及び育児等の十分な援助が受けられない母子で支援を必要とする者を対象に心身の安定を図り、育児不安を軽減することを目的に子育ての知識を有するヘルパーを派遣し、家事援助及び育児援助を行う。

《介護保険事業》

訪問介護事業　　在宅福祉サービス事業

１　事業概要

要介護認定、要支援認定を受けられた方が、その有する能力に応じて可能な限り住み慣れた在宅での自立した日常生活が営むことが出来るよう、事業者として必要な身体介護や生活援助を提供する。

また、コロナ禍の状況ではあるが感染防止対策をとり、利用者が安心した日常生活を過ごせるよう支援していく。

２　主要な事業

（１）ヘルパーによる在宅サービスの提供

要介護認定を受けられた方に対し、質の高い身体介護、生活援助サービスを提供するとともに、介護予防訪問介護相当サービスを利用されている方に対し介護予防、自立支援の視点からサービスを提供する。また、感染症対策を徹底し訪問する。

（２）職員の確保と資質の向上

非常勤職員の年齢が上がることにより、介護人材の確保が急務の課題となっている。処遇条件やメンタル面など丁寧な対応に心がけ、働きやすい職場づくりに努める。同時に定期的な研修により資質の向上を図る。

介護サポーター養成研修をはじめとする人材を養成するための研修に取組んでいく。

（３）関係機関、地域との連携

居宅介護支援事業所と情報を共有しながら、医療機関や専門職、地域の支援者との連携を図る。さらに広報誌により事業所の広報や地域の介護研修に赴くなど、積極的な啓発活動を行う。

本所　要介護

	月平均利用者数	延べ回数
令和３年度（見込み）	94 人	11,640 回
令和４年度（目標値）	97 人	12,000 回

介護予防

	月平均利用者数	延べ回数
令和３年度（見込み）	63 人	4,236 回
令和４年度（目標値）	65 人	4,370 回

支所　要介護

	月平均利用者数	延べ回数
令和３年度（見込み）	43 人	7,582 回
令和４年度（目標値）	46 人	7,700 回

介護予防

	月平均利用者数	延べ回数
令和３年度（見込み）	13 人	1,294 回
令和４年度（目標値）	13 人	1,294 回

居宅介護支援事業　　在宅福祉サービス事業

１　事業概要

要介護認定を受けた方の在宅生活の継続を支援するため、心身の状況や環境、本人、家族の希望を勘案して自立に向けたケアプラン（居宅サービス計画）を作成する。また効果的にサービスが提供されるようインフォーマルサービスも含め調整し、住み慣れた地域、在宅で過ごしたい利用者の思いを受け、在宅生活の延伸を支援する。

２　主要な事業

（１）ケアプランの作成

利用者の在宅生活を支援するため、医療と介護の連携強化及び地域包括支援センターとの連携を図り、利用者の自立に向け適正なケアプランを作成する。

（２）要介護認定調査の実施

引き続き要介護認定調査を受託し、公正公平な調査に努める。

（３）専門職としての資質の向上・人材の育成

職員の資質向上を図るため、プラン内容の相互検討・評価を定期的に実施するとともに、必要な研修への参加及び伝達研修を実施する。また、主任介護支援専門員の資格取得、更新研修を受講する中で、地域課題の解決に取り組める人材の育成を

図る。

（４）関係機関、地域との連携

各地区社会福祉協議会や民生委員児童委員、権利擁護センターせせらぎや府中市くらしサポートセンター等との連携や情報共有により地域住民からの信頼を得る中で、利用者を確保し、介護支援専門員１人当たりの取り扱い件数上限を目標とする。

（月平均利用者数）

本所	要介護プラン	要支援プラン
令和３年度（見込み）	128 人	18 人
令和４年度（目標値）	128 人	20 人

支所	要介護プラン	要支援プラン
令和３年度（見込み）	90 人	61 人
令和４年度（目標値）	95 人	60 人

訪問入浴介護事業　　在宅福祉サービス事業

１　事業概要

要介護認定を受けた方で、在宅での入浴が困難な方に対して、専門職（看護師、介護福祉士等）が入浴設備を装備した車両で自宅に訪問、浴槽を部屋に設置し利用者に負担の少ない方法で入浴の介助を行う。

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、また、看取り期の在宅療養を支える重要な社会資源として、感染対策をとり医療ニーズの高い利用者を支えるチームの一員として共働し、利用者の満足が得られるサービスを提供する。

２　主要な事業

（１）訪問入浴介護の実施

要介護認定を受け、居宅介護支援事業所の適切なマネジメントにより訪問入浴が必要とケアプランに計画された方への訪問入浴介護の実施。

（２）事業の質の向上、多職種連携による在宅介護の支援

医療関係者と密に連携し、終末期を自宅で過ごしたいと希望する利用者にも安心、安全で質の高いサービス提供を行う。また、入浴することで得られる満足を提供できるよう、職員の質の向上を図るとともに、在宅療養、介護ができる環境づくりについても、訪問入浴介護の立場から積極的に働きかけ在宅介護を支援する。

	月平均利用者数	延べ回数
令和３年度（見込み）	15 人	800 回
令和４年度（目標値）	15 人	800 回

《障がい者福祉事業》

障がい者居宅介護事業　　在宅福祉サービス事業

１　事業概要

ヘルパーが障がい者の方の自宅を訪問し、相談支援事業者が立てるサービス利用計画に従って、身体介護、家事援助、通院介助などのサービスを提供する。

２　主要な事業

（１）ヘルパーによる在宅サービスの提供

利用者の心身の状態に配慮しながらサービス提供を行い、介護者の負担を軽減し、住み慣れた地域、在宅での生活が継続出来るよう支援する。

（２）同行援護事業の実施

視覚障がい者の方の外出支援において、専門職が移動や情報提供、代読、代筆などの支援を行い、利用者の自立、社会参加を支援する。

（３）専門職としての資質の向上

視覚障がい者の方の生活や各動作などに配慮するため、知識、技術の向上を図るために、外部研修への参加や内部では定期的な研修会を実施する。

本　所	月平均利用者数	延べ回数
令和３年度（見込み）	30 人	4,560 回
令和４年度（目標値）	32 人	4,370 回

支　所	利用実人数	延べ回数
令和３年度（見込み）	4 人	598 回
令和４年度（目標値）	4 人	601 回

障害者入浴サービス事業　　在宅福祉サービス事業

１　事業概要

自宅での入浴が困難な重度身体障がい者に対して、入浴車で訪問し浴槽を部屋に設置して、専門職（看護師、介護士）による入浴の介助を行う。

医療機関等との連携を図り、住み慣れた地域、在宅での生活が継続できるようサービスを提供する。

２　主要な事業

（１）障がい者に対する訪問入浴介護の実施

自宅で生活されている重度身体障がい者に対して、質の高いサービスを提供することで、心身機能維持、改善に努める。

（２）専門職としての資質の向上

専門職として知識、技術の向上を図るために外部研修への参加や内部では定期的な研修会を実施する。

	利用実人数	延べ回数
令和３年度（見込み）	３人	240 回
令和４年度（目標値）	３人	240 回

生活介護事業　　在宅福祉サービス事業

１　事業概要

障害者総合支援法に基づく生活介護事業を行う。併せて、重症心身障がいのある方の預かりを中心とした日中一時支援事業と、基本相談及びサービス等利用計画作成等を行う障がい者相談支援事業を一体的に行う。

在宅での生活を希望する若年の医療的ケアが必要な方の受け入れ事業所が少ない中で、事業所設備やスペースを考慮しながら「少人数で丁寧な支援をする事業所」としての特徴をコンセプトとする。

引き続き、特別支援学校や相談支援事業者と連携を図り、近隣エリアのニーズ把握や、重い障がいのある方やその家族が安心して暮らせる地域支援システムの一翼を担うこととする。

事 業 名	生活介護	日中一時支援	相談支援	合　計
令和３年度（見込み）	1,180 名	50 名	２名～３名程度	約 1,220 名
令和４年度（目標値）	1,200 名	40 名	２名～３名程度	約 1,240 名

２　主要な事業

（１）生活介護事業

主に重症心身障がいのある方を中心として、日中の活動や介護等の支援を行う。利用状況により、無理のない範囲でその他の利用ニーズも視野に入れておく。

（２）日中一時支援事業

特別支援学校等の在学中の重症心身障がいのある児童の日中預かりを中心的な活動として取り組む。受け入れにあたっては、学校卒業後、当事業所利用の可能性や成人期の活動準備等も意識した支援と準備を行う。

（３）障害者相談支援事業

基本となる一般相談を中心として実施するが、一部については福祉サービス等利用計画の作成や継続利用計画作成も担当する。

＜諸事業＞

日本赤十字社広島県支部府中市地区

１　事業の概要

国内外における災害救護をはじめ、苦しむ人を救うために様々な支援を行うための資金源として会費募集や義援金の受付を行う。また、府中市内で災害が発生した場合は、被災者に対し救援物資を届ける。

地域住民へ日本赤十字社活動の広報を行い、会員数の増強と会費増額に努める。

２　主要な事業

（１）会費募集の実施

国内外における災害救護をはじめ、苦しむ人を救うために様々な支援を行うための原資となることから、町内会の協力のもと地域住民から会費の募集を実施する。

（２）赤十字講習会の実施

日常での事故防止の知識と、思わぬ事故や急病に対する応急手当の方法などを普及するための講習会の案内、申請を行う。

（３）義援金の受付

日本赤十字社広島県支部の指示に従い、義援金の受付を行う。

（４）救援活動の実施

府中市内で災害が発生した場合、被災者に対し救援物資等を届ける。

府中市共同募金委員会

１　事業の概要

さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援することを目的に、町内会をはじめ関係機関・団体の協力のもと、赤い羽根共同募金運動を実施する。

募金額の増加を目指し、地域住民に赤い羽根共同募金の趣旨をより理解してもらえるよう、運動を展開する。

２　主要な事業

（１）赤い羽根共同募金運動の展開

10 月～12 月に、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援することを目的に、関係機関の協力を得て、赤い羽根共同募金運動を展開する。

（２）赤い羽根共同募金配分金事業

さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体からの申請を受け、それを審査し、地域住民から寄せられた募金の中から配分する。